



# 古座川町簡易水道事業

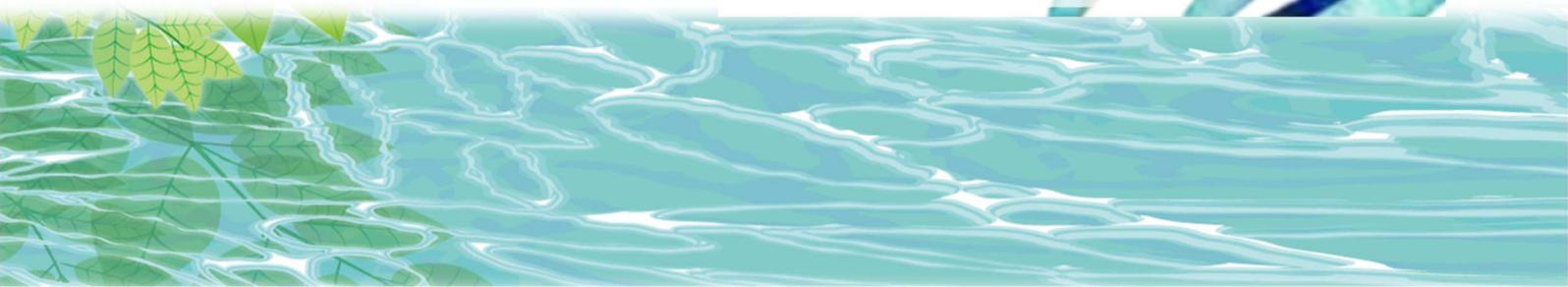
令和3年度～令和12年度

経 営 戦 略



令和3年3月

古座川町



# 目次

1. はじめに .....	1
2. 事業概要 .....	2
(1) 事業の現況 .....	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組 .....	6
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 .....	7
3. 将来の事業環境 .....	8
(1) 給水人口の予測 .....	8
(2) 水需要の予測及び料金収入の見通し .....	9
(3) 組織の見通し .....	10
4. 経営の基本方針 .....	12
5. 投資・財政計画（収支計画） .....	13
(1) 投資・財政計画（収支計画） .....	13
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 .....	17
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	21
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	22
(1) 計画の期間及び評価・見直し .....	22
(2) モニタリング及びローリングの手法（PDCA サイクルの活用） .....	23

# 古座川町簡易水道事業経営戦略

- ◆ **団体名** : 古座川町
- ◆ **事業名** : 簡易水道事業
- ◆ **計画期間** : 令和3年度～令和12年度

## 1. はじめに

古座川町は、昭和31年に「高池町」、「明神村」、「小川村」、「三尾川村」、「七川村」の5町村が合併して誕生した紀伊半島南端の内陸部に位置する町です。町域は東西19.5km、南北21.7kmに及び、町の総面積294.23km<sup>2</sup>のうち、約96%が森林である緑豊かな農山村です。町の中央を流れる古座川は、良好な水質と豊かな流量から、清流といわれる貴重な河川の一つです。大半の集落は川沿いの狭小な耕地に散在して町を形成しています。

町民の生活を支える水道施設は、水道法に基づく水道事業としては、簡易水道7施設と隣接自治体である串本町が管理する上水道の計8施設となっています。県下有数の広域な面積と、散在的な集落の特性から整備が遅れており、残りの地区(水道未普及地域)には水道法適用外の飲料供給施設が設置されています。

簡易水道以外の水道(飲料水供給施設等)については、各地区による維持管理が行われていますが、施設の老朽化や住民の高齢化により、日常の管理等が懸念されているところです。そのため、水道を新しく整備したいとの要望があった場合には、国の補助事業の採択基準に照らして簡易水道の整備を検討しており、直近では、平成30年度に平井地区の簡易水道が完成しました。

今後も古座川町で暮らす町民の生活基盤の確保のため、まちづくりの基本である住民本位の考え方のもと、古座川町で暮らす住民の皆様の意向に沿って簡易水道の整備を検討する予定です。引き続き安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視点に立った経営を行っていく必要があることから、簡易水道事業についての経営戦略を策定します。

(参考:図表1-1)古座川町の水道

分類	対象地区	管理
上水道	高池上部、下部	串本町
簡易水道	池野山、月野瀬、川口(明神の一部を含む)、直見、三尾川、下露、平井	古座川町
飲料水供給施設、簡易給水施設	上記以外の地区	各地区

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

(図表 2-1) 簡易水道事業の概要

供用開始年月日	昭和 41 年 3 月 31 日	計画給水人口	1,020 人
法適(全部・財務)・ 非適の区分	法非適用	現在給水人口	927 人
		有収水量密度	409.40 m <sup>3</sup> /ha

(令和元年度末現在)

昭和 40 年 7 月に事業創設の認可を受けた簡易水道事業は、翌昭和 41 年 3 月に供用を開始しました。令和元年度末現在、行政区域内人口は、2,615 人、給水人口は 927 人であり、普及率は約 35.4%となっています。なお、串本町が管理する上水道の供給を受けている地区の人口 725 人を合わせると、給水人口は 1,652 人、普及率は約 63.2%となります。

#### ② 施設

(図表 2-2) 簡易水道施設の概要

水源	☑表流水 □ダム □伏流水 ☑地下水 □受水 □その他(複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	7	管路延長	28,303m
	配水池設置数	7		
施設能力	542 m <sup>3</sup> /日		施設利用率	68.96%

(令和元年度末現在)

町内には 7 か所の浄水場、7 か所の配水池と、28,303mの管路からなる簡易水道施設があり、給水区域は、池野山・月野瀬・川口(明神の一部を含む)・直見・三尾川・下露・平井地区です。令和元年度の施設利用率は 68.96%で、類似団体より高い水準となっています。本町簡易水道事業の施設には、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備・建設(図表 2-3)されたものがあり、それら施設は、整備からおおむね 40 年から 50 年が経過しており、老朽化してきています。

(図表 2-3) 古座川町簡易水道施設の状況

簡易水道	施設の完成時期	老朽化の状況・改修必要性
下露簡易水道	昭和 47 年	漏水発生・全体的な老朽化
直見簡易水道	昭和 51 年	配水管老朽化
三尾川簡易水道	昭和 58 年	漏水・錆の発生
月野瀬簡易水道	昭和 48 年	漏水
池野山簡易水道	平成 15 年	耐震化一部対応
川口簡易水道	平成 26 年	
平井簡易水道	平成 30 年	

### ③ 料 金

本町の簡易水道料金は、一般家庭用と工事その他一時使用するものとに区分しています。一般家庭用は、口径に応じ、基本料金＋超過料金にメーター使用料を加えて算出します(図表 2-4)。本町の料金体系は、基本水量を設けることにより、低廉な生活水の確保を可能にするとともに、超過水量分については、逦増型とすることにより、水利用の合理化を促すという考え方をとっています。直近の料金改定(※消費税のみの改定は含まない)は、平成 22 年 4 月 1 日に行いました。料金の水準は、近隣自治体の料金水準等を勘案して、総合的に検討を行い決定しました。

(図表 2-4) 古座川町水道料金表

■専用給水装置(一般家庭用)…1 戸又は 1 箇所専用するもの (税抜き)

基本料金(1 箇月)			超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分		
13mm以上 25mmまで	10 m <sup>3</sup> まで	1,300 円	使用水量が 10 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 150 円	使用水量が 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 160 円	使用水量が 100 m <sup>3</sup> を超えるもの 170 円
30mm以上	10 m <sup>3</sup> まで	1,300 円	使用水量が 10 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 170 円	使用水量が 100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> ま で 180 円	使用水量が 500 m <sup>3</sup> を超えるもの 190 円

(メーター使用料)

(税抜き)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
金額	120 円	140 円	160 円	200 円	300 円	600 円

■特別給水装置…工事その他一時使用するもの

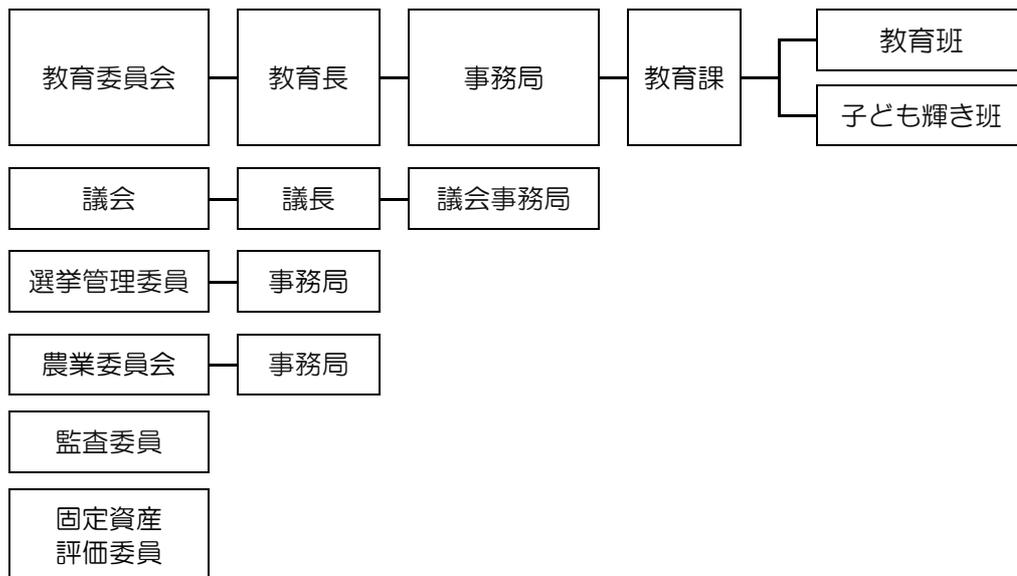
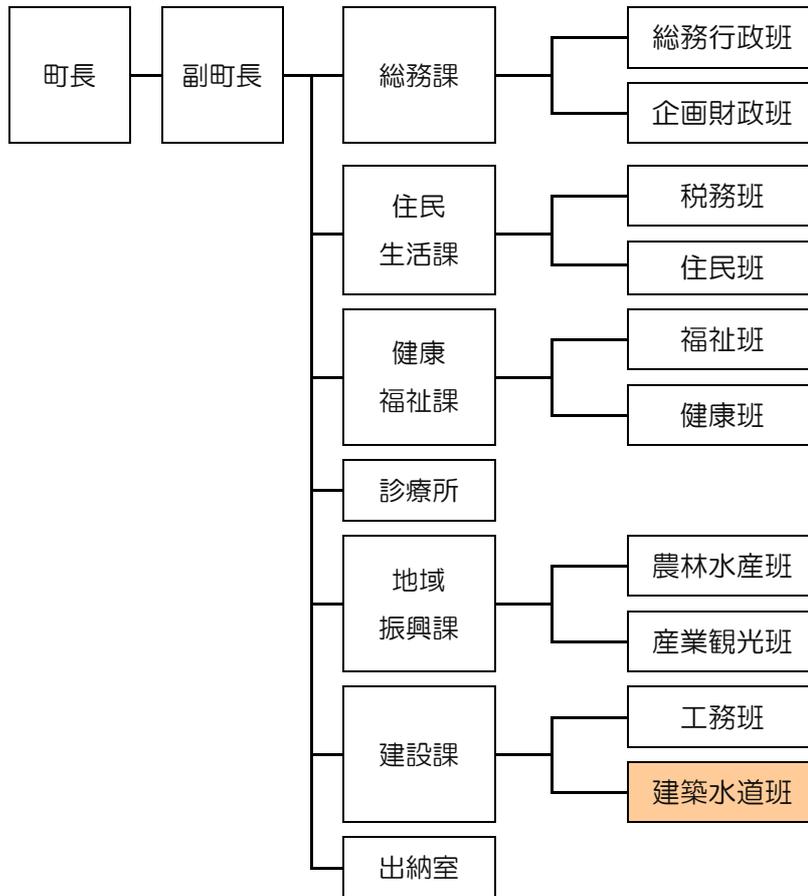
(税抜き)

基本料金(1 箇月)		超過料金 1 m <sup>3</sup> につき
基本水量	金額	金額
10 m <sup>3</sup> まで	1,900 円	190 円

④ 組織

本町の簡易水道事業は、建設課建築水道班が所管しており、水道法にもとづいて安全な水の供給と維持管理を行っています。水道を所管する建設課の、本町における位置づけと、所属職員の概要は次のとおりです(図表 2-5、図表 2-6)

(図表 2-5) 古座川町の組織体制



(図表 2-6) 建設課職員の内訳

職階	人数(人)	職種
課長	1	一般行政
副課長	2	一般行政
主任	1	一般行政
主査	3	一般行政
副主査	2	一般行政
主事	3	一般行政
その他	3	会計年度任用職員
(合計)	15	(職種別合計) 行政職：12名 会計年度任用職員：3名

(令和3年3月31日現在)

図表 2-5 に示した建設課職員のうち、主に簡易水道事業を担当する職員は2名です。

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

水道は、住民にとって生活を守る重要なセーフティネットです。本町では、「安全でおいしい水の安定的供給」を基本理念に、これまで災害にも強い水道施設づくりに努めてきました。これまでの主な取組みは次のとおりです。

### ➤ 職員定数の適正化と職員能力の向上による業務能率の向上

本町では、平成16年度に水道課を廃止して以降、平成18年に策定した「古座川町行財政計画」に沿って、これまで、民間経営感覚による業務の簡素・効率化や、計画に沿った職員数の削減・適正化、職員の意識改革等、組織体制の合理化に取り組んできており、職員数の削減による人件費の減少等、一定の効果が見られ始めているところです。

### ➤ 経費の節減及び計画的な維持・管理の実施

本町簡易水道事業では、施設管理の一部と漏水調査、水質検査を民間事業者へ委託して実施することで業務の効率化を図っています。他の業務についても、外部への委託可能性を積極的に検討し、簡易水道事業の事務事業の継続的見直しによる合理化・効率化を追求し、経費節減に努めています。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営分析比較表は別紙のとおりです(別紙 1)。

#### ■経営の健全性・効率性について

本町には、各地区が維持管理を行う、水道法適用外の飲料水供給施設及び簡易給水施設が多数存在しています。簡易水道の整備は、これらの地区から水道を新しくしたいとの要望があった場合に、国の補助事業の採択基準に照らした上で整備を検討しており、本町内に存する簡易水道施設は住民ニーズに応じたものとなっていると考えられます。こうした背景もあって、施設利用率は類似団体よりも高い水準となっており、施設が効率的に利用されている状態であるといえます。しかしながら、人口の減少と過疎化の進行に伴う需要の減少により、施設利用率は今後低下していくと考えられます。そのため、今後の簡易水道事業の整備にあたっては、各地区の特性や状況を適確に把握し、必要性や将来の利用率等を総合的に勘案する必要があります。

収益的収支比率は、100%を下回っていますが、直近の 5 年間では、おおむね類似団体平均を上回る水準で推移しています。しかしながら、収支不足分を基準外繰入金で補っており、独立採算による経営ができていない状況です。

料金回収率や給水原価は、住民の要望に応じて行う整備の有無や、突発的な修繕の有無、給水車の購入等により、年度ごとの変動が大きいものの、簡易水道の整備に係る地方債償還金や利息負担が大きく、悪化傾向にあります。

今後は、川口地区、平井地区の簡易水道整備に係る地方債償還金の増加や、老朽化した管路や設備の改修による数値の悪化が想定されるため、一層の経費削減に努めるとともに、適正水準による料金収入の確保についても検討し、経営の健全化に取り組む必要があります。

#### ■老朽化の状況について

本町簡易水道事業における施設は、その多くが昭和 40 年～50 年代に整備されたものです。そのため、施設・設備の多くで老朽化が進行しています。近年では、老朽化を原因とする漏水の発生頻度も高まってきており、有収率は低下傾向にあります。現在、計画的な修繕・改修の実施に取り組んでいるところですが、今後、修繕費用や改修・更新費用の増大が見込まれるため、財源の確保策を検討する必要があります。

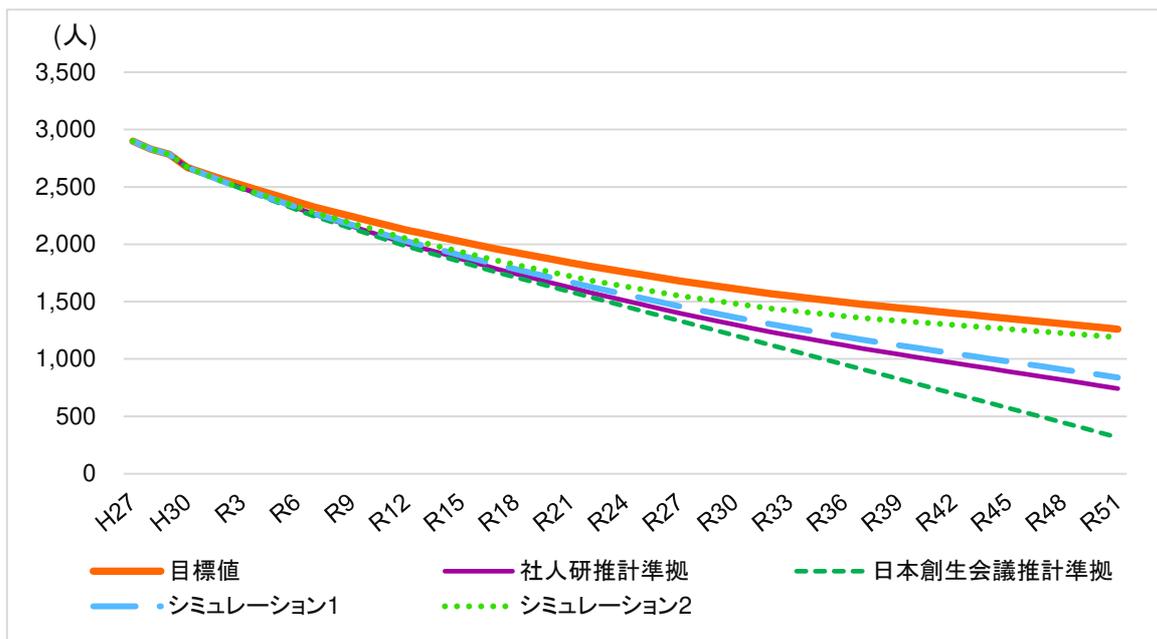
なお、更新を行う際は、耐震化を含む災害対応にも併せて取り組み、簡易水道施設全体の効率性向上を図る必要があります。

### 3. 将来の事業環境

#### (1) 給水人口の予測

本町の人口は町村合併当時の昭和 30 年をピークに減少を続けており、現在もその傾向は継続しています。昭和 55(1980)年に 5,030 人であった人口は、令和元年度末現在 2,615 人となっています。古座川町人口ビジョン(平成 27 年 10 月策定)の各推計では、この減少傾向が今後も続き、本計画期間終了年度である令和 12(2030)年には、どの推計でも 2,000 人を下回る予測となりました(図表 3-1)。これに対し、本町では、①総合戦略への着実な取り組み、②若年層の人口確保、③「人材」の育成、④交流人口の増加、の4つの基本目標を掲げ、2060 年の目標人口を 1,400 人と設定しています。現在、古座川町では、住民と企業、団体、及び行政が一丸となってこの人口ビジョンで定めた「目指すべき将来の方向」に沿って施策の展開を図っており、直近の実績値は予測値を上回って推移しています。

(図表 3-1) 古座川町の将来人口推計



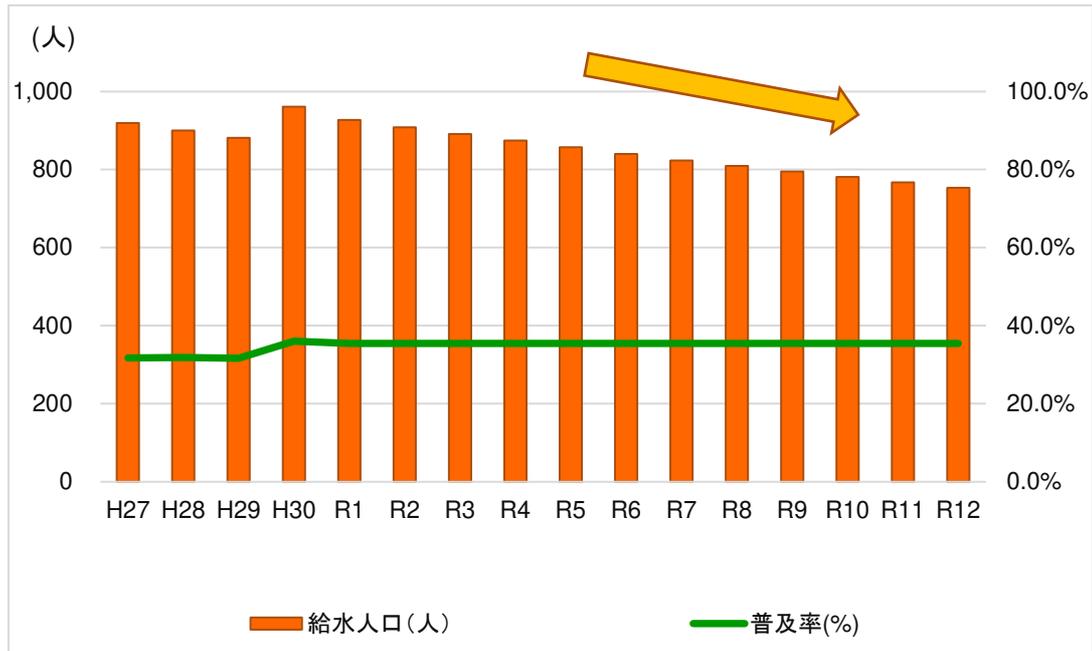
※人口ビジョンの各推計及び目標を実績値により補正

(参考)各推計の仮定

- ・社人研推計標準…全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計を実績値により補正
- ・日本創生会議推計標準…全国移動総数が、平成 22(2010)年～27(2015)年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計を実績値により補正
- ・シミュレーション 1…社人研推計標準+出生率が上昇した場合を想定した推計を実績値により補正
- ・シミュレーション 2…シミュレーション 1+移動均衡(移動がゼロ)となった場合を想定した推計を実績値により補正

以上を踏まえ、本戦略においては、人口ビジョン目標値の人口増減率に、実績値による補正を加えたものを将来人口として用いることとし(図表 3-1)、給水人口は、将来人口の増減率を加味して算出しました(図表 3-2)。

(図表 3-2) 給水人口推計

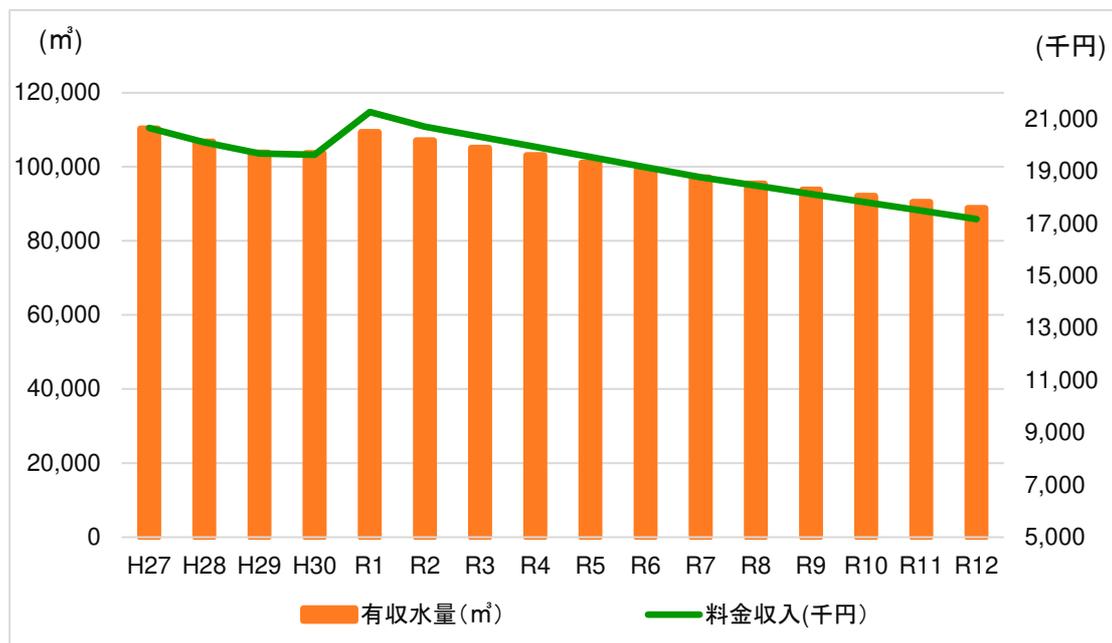


給水人口は、平井地区の整備により平成 30 年度に増加しました。しかしながら、今後は町全体の人口減少の影響を受けて減少していく見込みです。令和元年度末現在 927 人の給水人口は、令和 12 年度には約 2 割減少し、753 人となる見通しとなりました。

## (2) 水需要の予測及び料金収入の見通し

水需要及び料金収入の予測と、予測の方法は次のとおりです(図表 3-3)。経営状況を鑑みると、今後、料金改定についての検討が必要ですが、本収支計画においては加味していません。有収水量、料金収入は、ともに減少していく見通しとなりました。

(図表 3-3) 水需要の予測及び料金収入の見通し



■ 予測の方法  
 有収水量…令和元年度実績値×給水人口増減率  
 料金収入…有収水量×供給単価(直近5年間の平均値)

### (3) 組織の見通し

本町では、平成 17 年度に「古座川町行財政計画」を策定し、計画に沿った職員数の削減を行うことで定員の適正化に取り組んできました。しかしながら、地方分権や社会情勢の変化に伴い、業務の多様化が進む中、これ以上の大幅な職員数の削減は困難です。については、限られた財源の中で効率的な行政サービスを提供するため、「古座川町定員管理計画」(平成 30 年 1 月)において、職員の人材育成に努めることで効率的かつ効果的な行政運営を図ることとしています。

簡易水道事業においても、定員管理計画の基本方針に則って、職員能力の向上と行政運営・事務事業の効率化に努めつつ最小の人数で業務に取り組んでいるところですが、今後は、施設設備の老朽化に伴う更新や修繕のニーズ増大による業務量の増加は予想されます。健全な経営のためには、業務内容を見直すことにより、より一層の効率化を追求し、経費削減要請に対応していかなければなりません。

現時点で、職員の増員や削減に関する具体的に決定している方針はありませんが、本町簡

易水道事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法の適用を検討しており、増加が見込まれる業務量の状況を勘案し、適正な人員数の検討を行う必要があります。簡易水道事業の持続性を確保するため、従来からの事務の簡素化や経費の節減取組みの推進に加え、他部局とのさらなる連携強化を図ることで、建築水道班のみならず、建設課全体で一丸となって職務にまい進できるよう、活気あふれる働きやすい職場環境の形成に取り組み、公務能率のさらなる向上を目指します。

## 4. 経営の基本方針

「古座川町第5次長期総合計画後期基本計画(令和2年3月)」において、安全な水の安定的供給を目的に、①計画的な簡易水道施設の更新及び給水施設の維持管理に係る支援、②水道事業の健全運営、③節水意識の高揚を水道施設の維持・整備に係る施策の方針として掲げています。本戦略においても、この方針を基本として、将来にわたって安定的に水道水を供給していくため、引き続き簡易水道の健全な運営を目指し、安全で持続可能な水道事業の運営に取り組みます。

### ①計画的な簡易水道施設の更新及び給水施設の維持管理に係る支援

…安全で安定した給水のため老朽化した簡易水道施設の計画的な整備を行い、長寿命化を図ります。なお、各集落で管理している給水施設等については、各集落で維持管理することを原則としつつ、必要に応じて町が支援することを検討します。

### ②水道事業の健全運営

…水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

### ③節水意識の高揚

…節水に心がけ、水資源を大切にすることを意識の高揚に努めます。

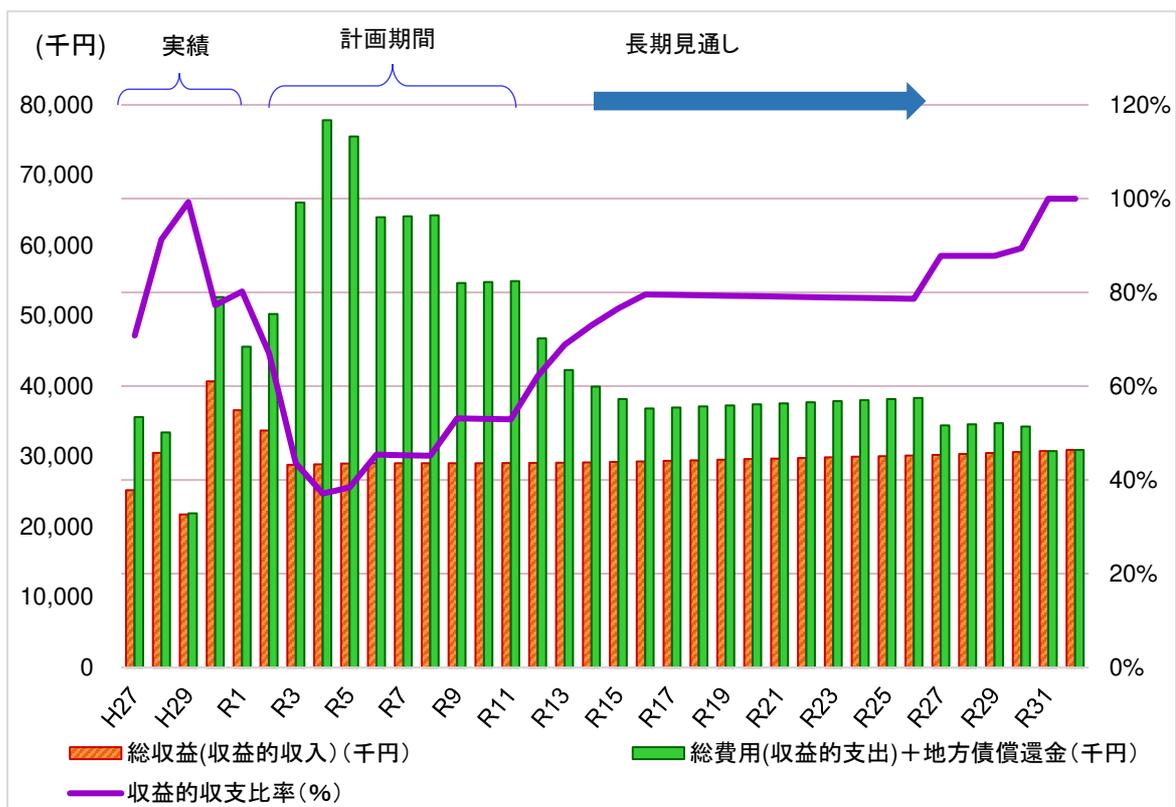


## 5. 投資・財政計画（収支計画）

### （1）投資・財政計画（収支計画）

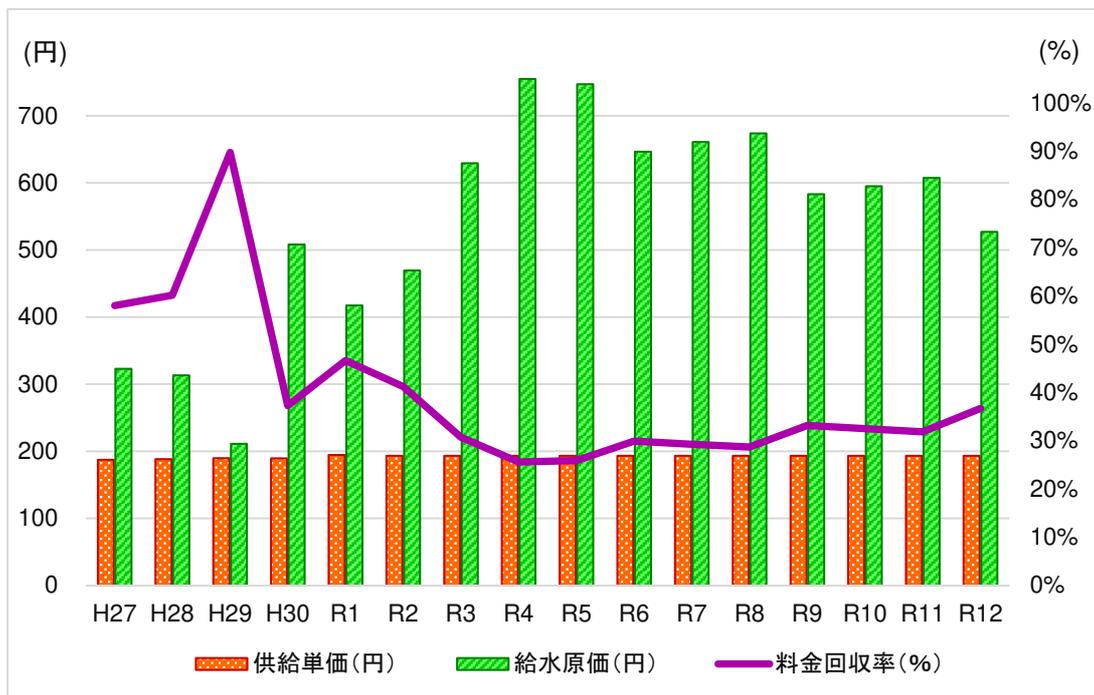
投資・財政計画(収支計画)を別紙 2 に示します。

(図表 5-1) 収益的収支比率の推移



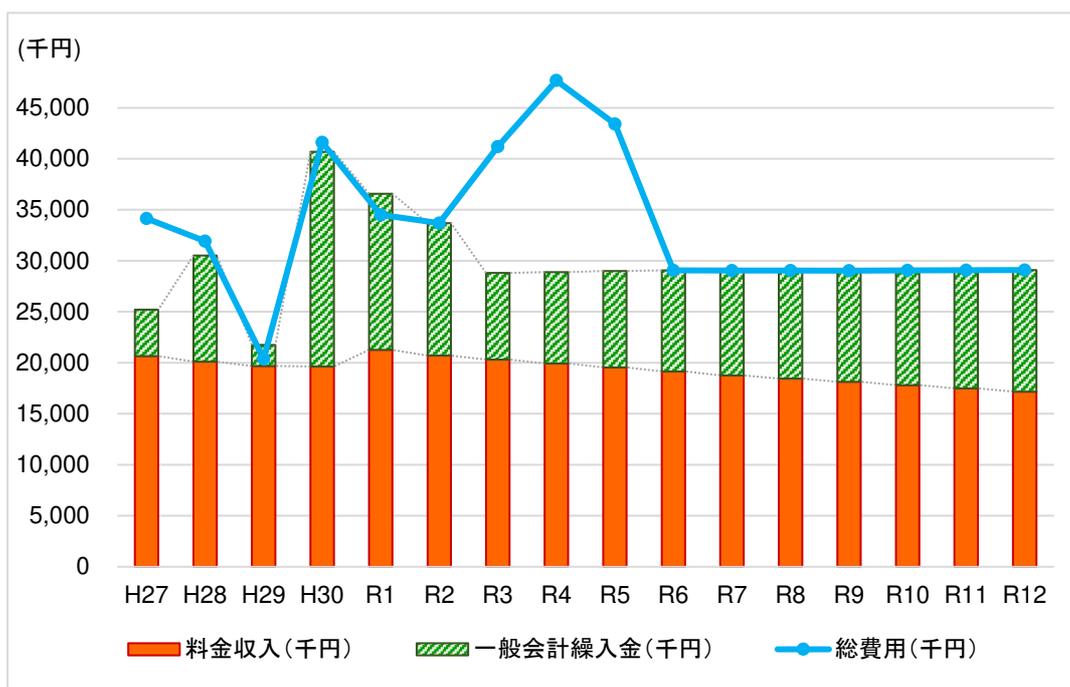
収益的収支比率は、川口地区(平成 26 年度)及び平井地区(平成 30 年度)の簡易水道の新設により、地方債償還金が増加するため、令和 2 年度以降に大きく落ち込む見通しとなりました。

(図表 5-2) 料金回収率



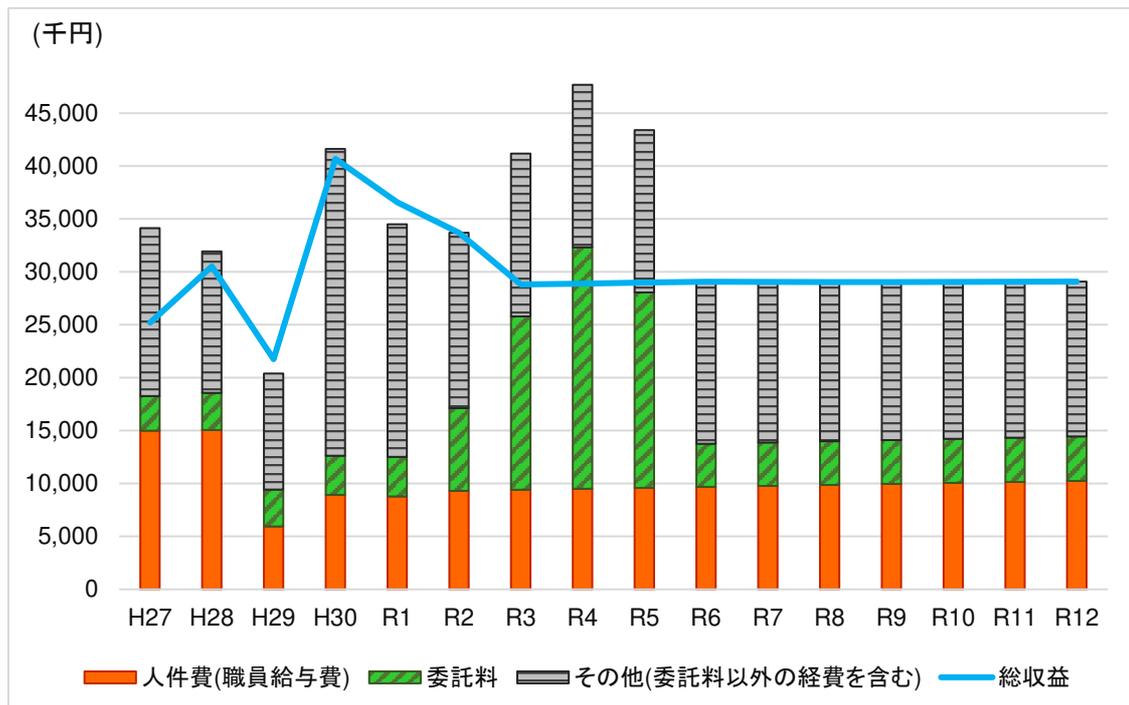
給水原価が供給単価を大きく上回っています。地方債償還の増大に伴い、令和 3 年度以降は給水原価が大きく上昇する見込みです。今後、料金回収率は著しく低下していく見通しとなりました。

(図表 5-3) 収益的収入の内訳



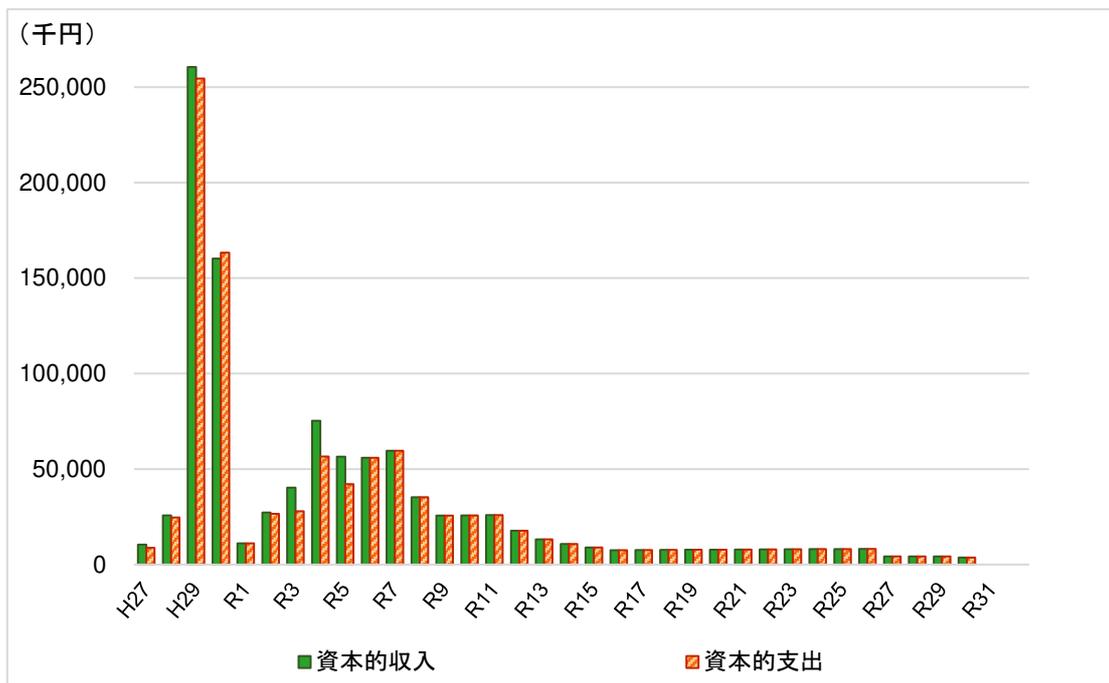
総収益(収益的収入)は、料金収入と一般会計からの繰入金で構成されています。町全体の人口が減少していくため、料金収入も減少していく見通しです。一方で、一般会計からの繰入金は増大していく見通しです。そのため、一般会計からの繰入金に過度に依存しないよう、経営の健全化を図る必要があります。

(図表 5-4) 収益的支出の内訳

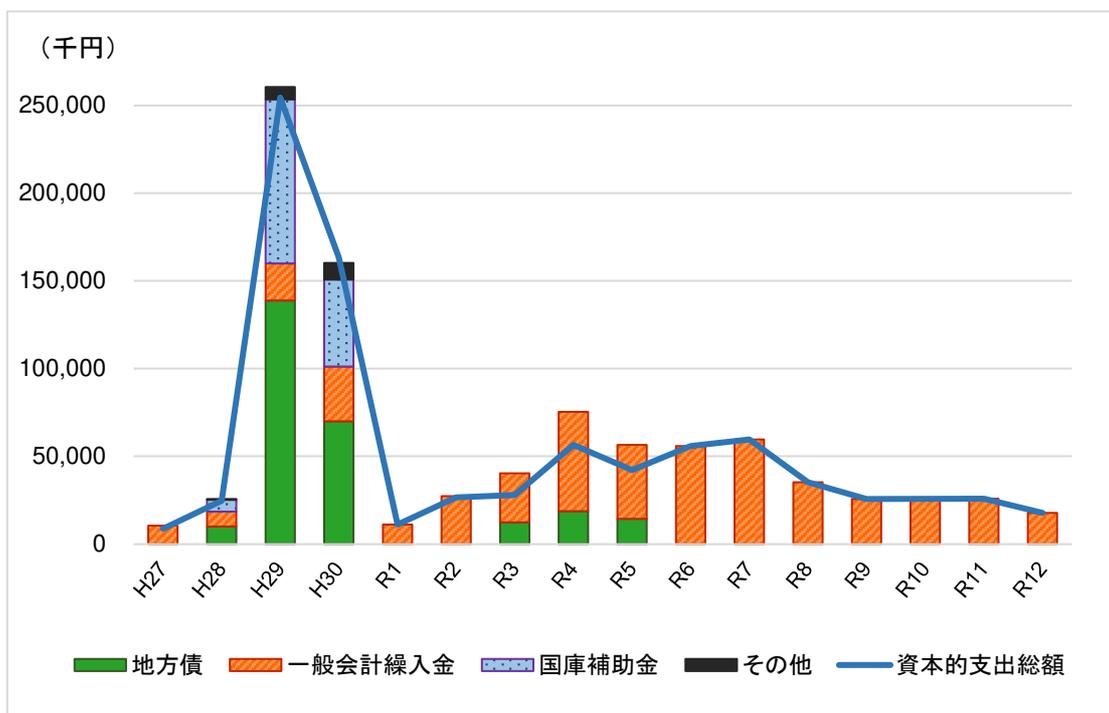


収益的支出は、主に人件費と、動力費や修繕費、委託料等の経費及び地方債利息で構成されています。委託料は、主に水質検査手数料と漏水調査委託料です。なお、令和6年度からの地方公営企業法の適用を予定しているため、令和3年度から令和5年度に法適用に係る委託料を計上しました。

(図表 5-5) 資本的収支の推移



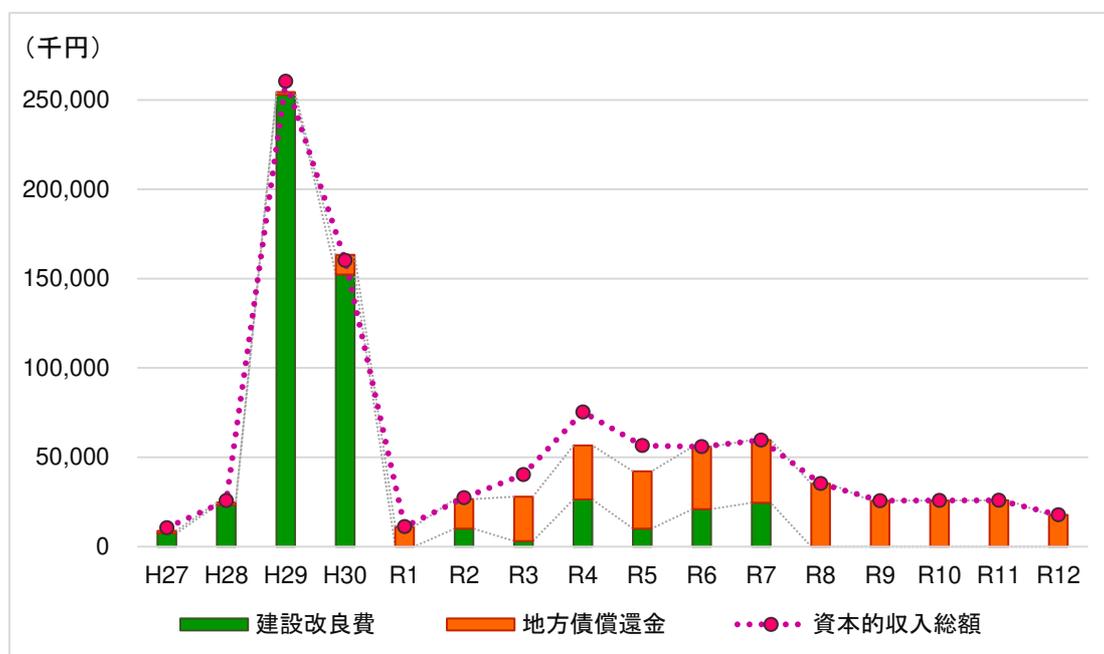
(図表 5-6) 資本的収入の内訳



資本的収入は、主に地方債と一般会計繰入金、国庫補助金、その他で、地方債の償還や建設改良費に充てています。その他は主に工事負担金で、新しく簡易水道の整備を行う場合の地元の

負担金は、整備に要する費用の3%としています。

(図表 5-7) 資本的支出の内訳



資本的支出は、建設改良費と地方債の償還金です。平成 30 年度からは、川口地区、平井地区の簡易水道整備に係る地方債償還金が発生しています。

## (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

直近の川口地区、平井地区の簡易水道新設により、町内の簡易水道整備に対する要望への対応は、おおむね完了したところであるため、本戦略策定時点において、新たな簡易水道の整備は予定していません。

本町簡易水道事業では、各施設の老朽化度合いや優先度を総合的に勘案し、必要に応じて、改修を行っています。投資・財政計画(収支計画)において見込んでいる改修等の予定は次のとおり(図表 5-8)です。老朽化が原因で、使用に支障が生じる可能性がある施設への対応を優先的に行います。その後、全体改修等の大規模改修について、要否や緊急度、優先度を含め検討を行っていくこととします。

(図表 5-8) 改修の計画

時期	場所	改修の概要	概算金額
令和2年度	三尾川簡易水道	浄水場内配管取替	10,000 千円
令和3年度	月野瀬簡易水道	浄水池内配管取替	3,000 千円
令和4年度	直見簡易水道	送配水管、排水管及び制御線取替	26,400 千円
令和5年度	三尾川簡易水道	配水管布設替	10,000 千円
令和6年度	下露簡易水道	配水管布設替	20,900 千円
令和7年度	三尾川簡易水道	水源整備	24,500 千円

➤ 目標：老朽化対策の計画的実施…有収率 80%以上の維持

本町が有する簡易水道施設の多くが老朽化してきており、錆の発生や、破損による漏水が多発し、有収率についても、漏水が原因で減少傾向にあります。

丘陵に囲まれた自然豊かな地域の特性上、水道施設の老朽化による破損や漏水の発生は、町道の崩落や山崩れを引き起こす恐れがあります。また、施設の劣化による錆の発生は水質悪化の原因となります。そのため、本町にとって、簡易水道施設の老朽化は、早急な対応を要する重要な課題の一つです。

本町で暮らす住民が、今後も安心しておいしい水の供給を受けることができるよう、施設の維持と水質の管理に取り組みます。ついては、令和 12 年度まで、80%以上の有収率を維持することを当面の目標とし、耐震化が未対応の施設については、早急に対応を検討するとともに、優先度を考慮しながら、計画的な改修に取り組み、施設の長寿命化に努めます。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

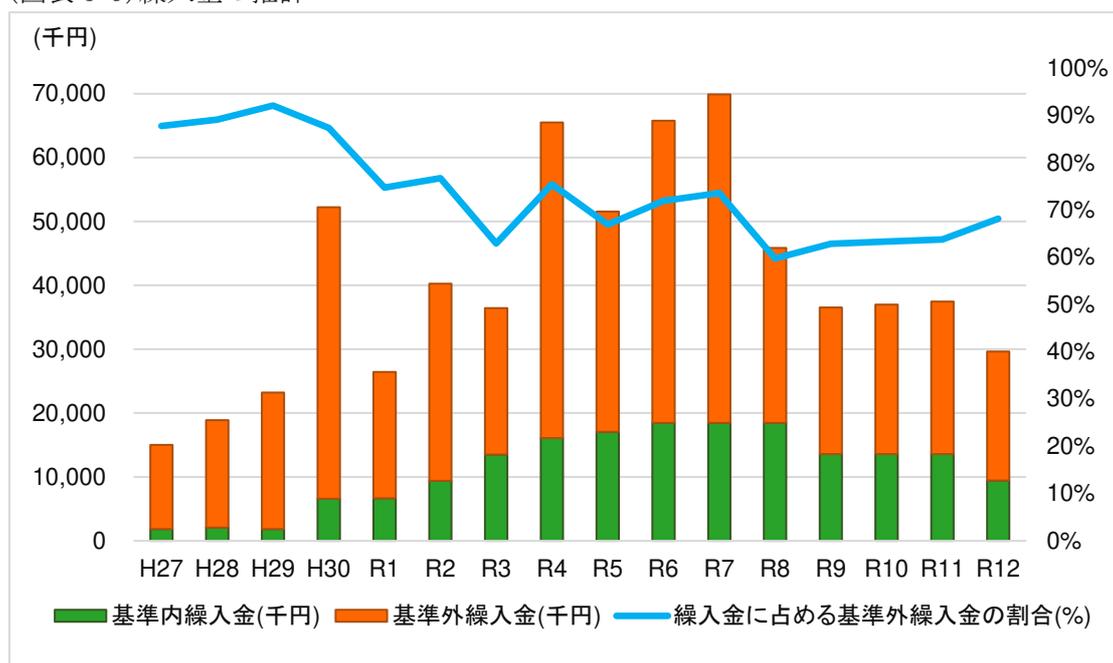
### (ア) 料金収入

「3. 将来の事業環境(2)水需要の予測及び料金収入の見通し」のとおりです。料金の改定については、今後の検討事項とし、本計画においては料金据え置きとしています。

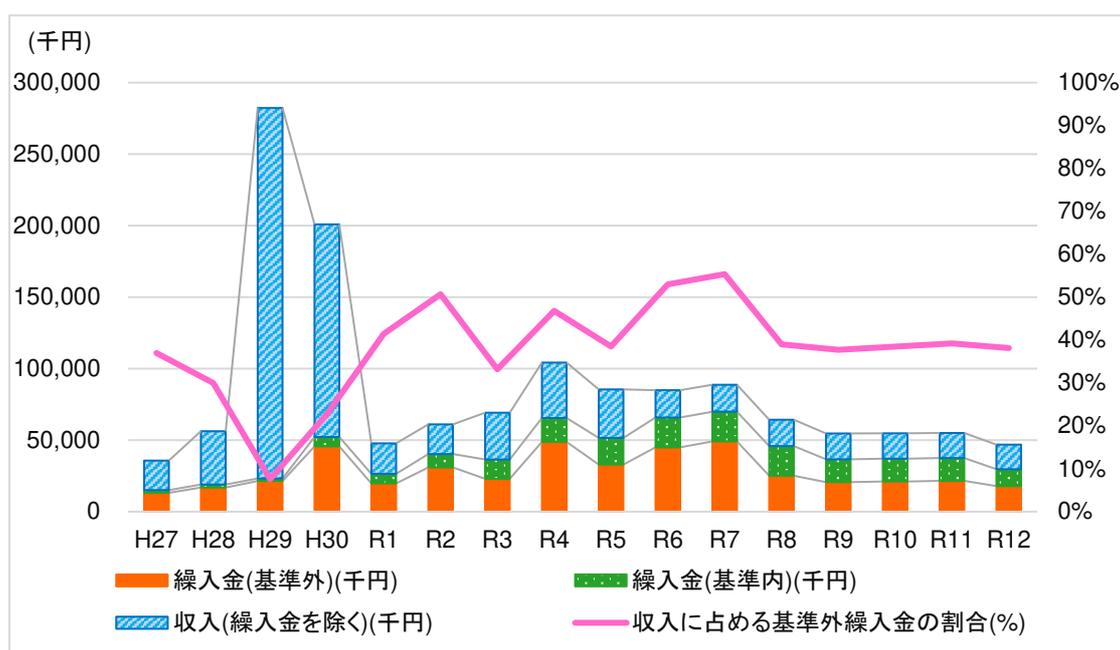
### (イ) 繰入金

総務省による「地方公営企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準内の繰入金のみならず、基準外の繰入金も含まれており、一般会計からの繰入金に依存した財源構成になっています。投資・財政計画(収支計画)においては、従来どおり、実質収支が均衡となるよう、収支不足額を繰入金によって賄うこととしています。なお、令和 7 年度までの改修等には、一般会計からの繰入金を充てる予定です。

(図表 5-9) 繰入金の推計



(図表 5-10) 収入に占める繰入金の割合



(ウ) 地方債

地方公営企業法の適用に係る委託料の財源として、委託料に対して100%の法適用企業債を発行します(利率0.5%(元利均等)、償還期間10年間(据置期間なし)で計上)。計画的な償還の実行を徹底するとともに、今後、新たな起債の発行が必要となった場合は、規模や期間の適正性の検討を十分に行うこととし、地方債残高の適正管理に努めます。

➤ **目標**：収入確保に係る検討及び基準外繰入の抑制

収益的収支比率は、単年度収支が黒字であることを示す 100%が必要です。しかしながら、本町簡易水道事業では、これまで 100%を下回る水準で推移してきました。今後は、地方債償還金の増大により、さらなる低下が見込まれる(図表 5-1)ため、収入の確保と経費の節減に努め、経営基盤の強化を図る必要があります。

本町簡易水道事業において収益的収入及び資本的収入に計上している一般会計からの繰入金は、大部分が総務省の「地方公営企業繰入金について(通知)」の繰出基準外となっています(図表 5-9)。現状、収入に占める繰入金の比率が高く(図表 5-10)、本来料金収入で賄うべき維持管理費用等についても、その一部を基準外繰入金で賄っています。経営の健全化に向けて、料金の改定を含めた検討を行い、基準外繰入金に対する依存度の低減に取り組む必要があります。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) **職員給与費**…単価×職員数

＊単価…令和 2 年度予算額から算出した 1 人あたり職員給与費に毎年 1%ずつの定期昇給を加味

(イ) **動力費・薬品費**…直近 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)の実績平均値に総配水量の増減率と物価上昇率(0.5%とする)を加味

(ウ) **通信運搬費・修繕費**…直近 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)の実績平均値に物価上昇(0.5%とする)を加味

(エ) **委託料**

- ・水質検査に係る委託費用については、令和元年度の実績値に物価上昇率(0.5%とする)を加味
- ・令和 6 年度からの地方公営企業法の適用を検討していることから、令和 3 年度から令和 5 年度に、地方公営企業法の適用にあたって見込まれる費用を計上
- ・水質検査費を除く委託費用については、直近 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)の実績平均値に物価上昇率(0.5%とする)を加味

(オ) **地方債利息**

- ・既発行債に係る利息…償還計画をもとに計上
- ・新規発行分(法適用企業債)に係る利息…償還期間 10 年間(据置期間なし)利率 0.5%  
(元利均等)

### (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	現時点で事業の広域化の予定はありません。周辺の状況や県の取組み等を踏まえ、周辺自治体との連携可能性を模索し、総合的に検討します。
民間の資金・ノウハウなどの活用（PPP/PFI 等の導入等）	現時点で、PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。水の安全性・安定性・危機管理体制の維持等を考慮しながら、最も適切な事業実施手法を検討します。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化）	令和 2 年度以降、管路の更新を含む各簡易水道の改修を計画しています（図表 5-8 参照）。加えて、全体的な老朽化が深刻な下露簡易水道の全体改修の実施と、各施設の耐震化についても検討しています。将来にわたり安心・安全な水道水の提供を継続していくため、世代を超えた負担の平準化を図ります。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	町人口は、今後、減少が見込まれることから、施設の更新にあたっては、近隣の状況も鑑みながら、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた適切な施設・設備の規模を把握に努め、ダウンサイジングやスペックダウンの可能性を模索します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	
その他の取組	施設・設備については、保守・点検を定期的を実施し、適切な維持管理に努めます。あわせて、漏水調査を定期的を実施し、有収率の低下防止に努めます。また、経営の見える化を図るため、令和6年度に地方公営企業法の適用を予定しています。

#### ② 財源についての検討状況等

料金	本戦略期間中における料金改定の実施については、現時点で未定です。一般会計からの繰入金に依存している現状と人口減少による将来の厳しい財政見通しとを踏まえ、必要に応じて適正な料金水準の検討を行います。
地方債	将来世代に過度な負担を強いることがないよう、計画的かつ着実な償還による地方債残高の圧縮に取り組みます。
繰入金	可能な限り、基準外の繰入金への依存度抑えるよう努め、経営の健全化に取り組みます。
資産の有効活用等による収入増加の取組	活用すべき遊休資産等はなく、特筆すべき事項はありません。

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### (1) 計画の期間及び評価・見直し

#### ①計画の期間

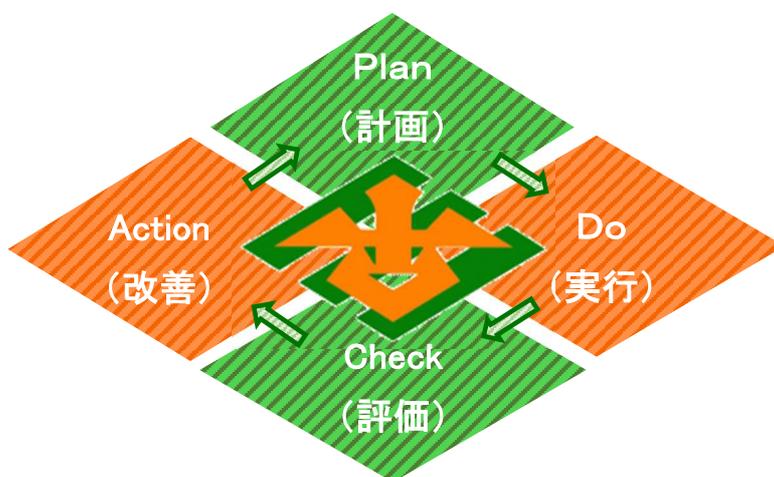
本経営戦略の計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間です。

#### ②評価・見直し

人口減少等に伴う料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大など、本町簡易水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。経営の健全化を図りつつ、将来にわたり安定的に水道水の供給を行っていくためには、本町内外における社会経済情勢の多様な変化や、国及び県による関連施策の推進状況などに目を配りつつ、時代の要請に即した政策の形成と、機敏かつ柔軟な施策の展開が重要です。

については、PDCAサイクルを活用して毎年度の進捗管理と中間時点における見直しの実施を行います。具体的には、本経営戦略記載事項に関して、決算及び投資・財政計画（収支計画）を用いて毎年度の経営状況の把握及び進捗状況の管理（モニタリング）を行うとともに、令和7年度を目途に、地方公営企業法の適用後の状況を勘案しながら、実績値の推移を踏まえた将来見通しの再評価と経営状態の検証（ローリング）を行うこととします。なお、ローリングに際しては、国及び県の施策の方向性を捉えるとともに、本町における他の計画との整合性に十分留意します。

(図表 6-1) 古座川町におけるPDCAサイクル活用イメージ



## (2) モニタリング及びローリングの手法 (PDCA サイクルの活用)

モニタリング(毎年度の状況把握及び評価)及びローリング(中間年度における検証及び見直し)にあたっては、PDCA サイクルの考え方を活用することで、効果的かつ継続的な改善の実施に努めます。

モニタリングは、決算や投資・財政計画(収支計画)を用いて財務状況や関連する指標の実績値を把握し、計画値との間に大きな乖離がある場合は、原因を分析し対策の検討を行います。また、ローリングは、地方公営企業法の適用による影響も勘案しながら、決算及び投資・財政計画(収支計画)における実績値の推移を把握・分析し、将来見通しの再評価を行い、住民の皆様のご意見やご要望を踏まえ、各種施策に反映し、PDCA サイクルが有効に機能するよう努めます。

(別紙)

1. 経営比較分析表(令和元年度決算)
2. 投資・財政計画(収支計画)

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

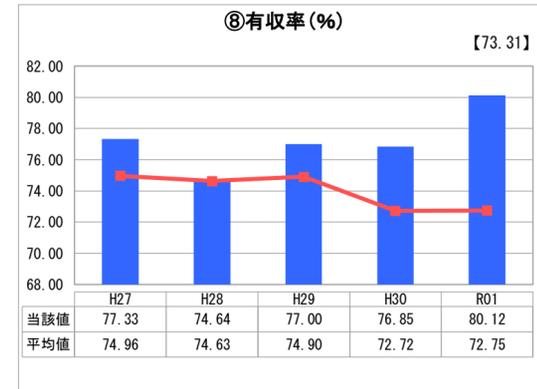
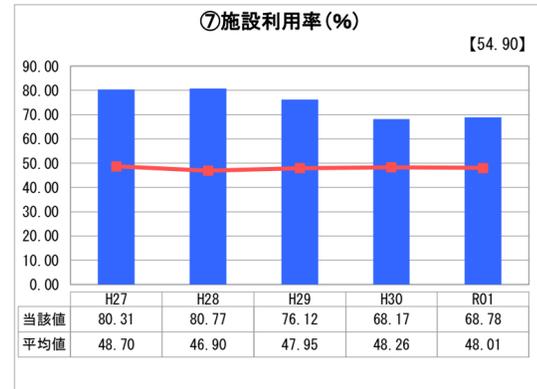
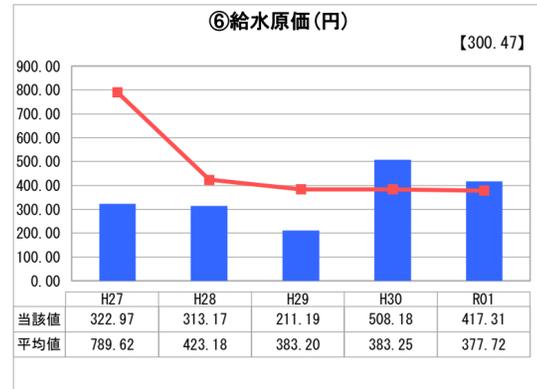
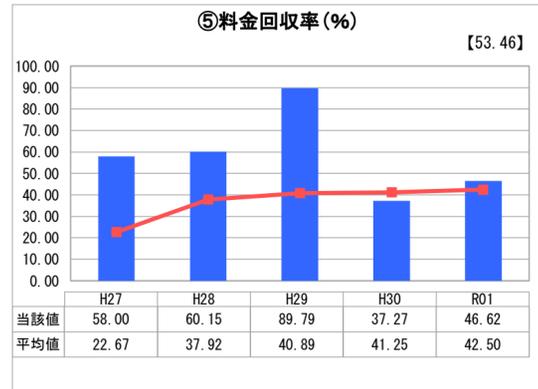
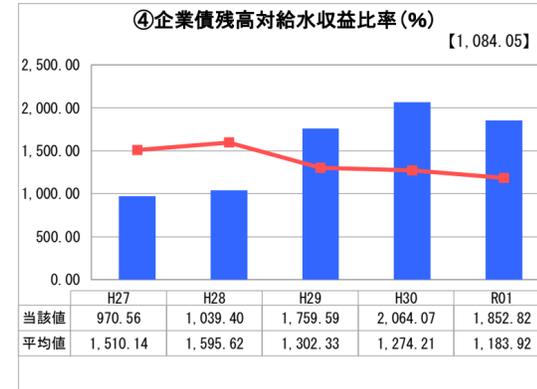
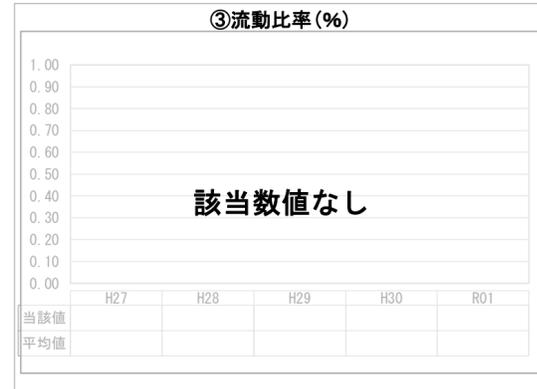
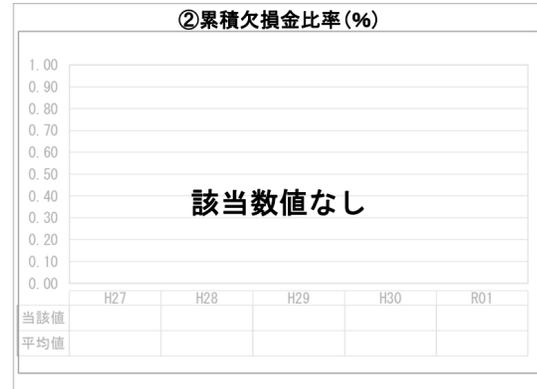
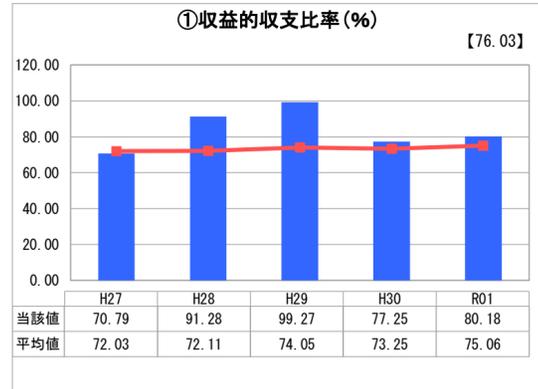
和歌山県 古座川町

業務名 法非適用	業種名 水道事業	事業名 簡易水道事業	類似団体区分 D4	管理者の情報 非設置
資金不足比率(%) -	自己資本構成比率(%) 該当数値なし	普及率(%) 35.45	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) 3,210	

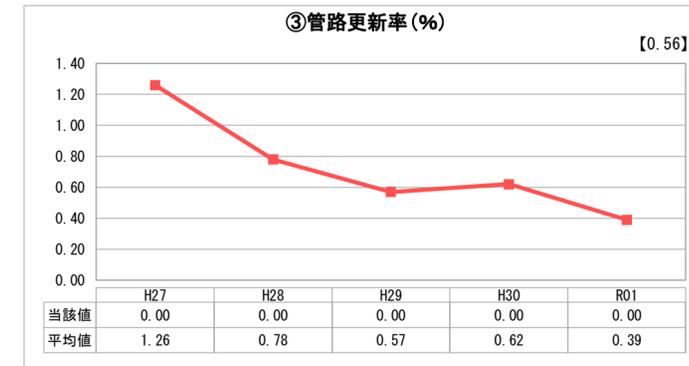
人口(人) 2,642	面積(km <sup>2</sup> ) 294.23	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 8.98
現在給水人口(人) 927	給水区域面積(km <sup>2</sup> ) 2.67	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 347.19

<b>グラフ凡例</b>
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率  
平成30年度は給水車の購入により、総費用が増加していたが、当年度は大きな支出が無く、総費用が減少したため、平成30年度に対し、やや高い比率となっている。

④企業債残高対給水収益比率  
平井簡易水道施設の稼働により、料金収入が増加したため（平成30年11月給水開始のため、平成30年度は5か月分のみ収入増であった）、平成30年度より減少している。

⑤料金回収率  
給水原価の減少により、改善されている。

⑥給水原価  
平成30年度は給水車の購入により、総費用が増加していたが、当年度は大きな支出が無く、総費用が減少したため、給水原価も減少している。

⑦施設利用率  
類似団体よりも高い水準となっており、施設が効率的に利用されている状態である。

⑧有収率  
漏水修繕により、平成30年度に対し、約3%の改善となった。近年は減少傾向にあり、施設更新、漏水修繕に伴う予算確保が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

古座川町簡易水道事業のほとんどの施設は、昭和40、50年代に建設した施設であり、老朽化している。令和2年度末に三尾川簡易水道施設の場内配管の更新を予定しており、現在作業中。

### 全体総括

各施設が老朽化してきており、平成26年度以降漏水が原因で有収率も減少傾向にあるため、今後は更新していかなければならないが、その更新に伴う予算確保が必要である。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位：千円、%)

年 度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分		(決算)	(決算見込)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
収益的収入	1 総 収 入 益 (A)	36,575	33,694	28,805	28,884	28,989	29,059	29,041	29,034	29,032	29,049	29,068	29,085
	(1) 営 業 収 入 益 (B)	21,267	20,704	20,316	19,929	19,541	19,153	18,766	18,446	18,127	17,808	17,489	17,170
	ア 料 金 収 入	21,267	20,704	20,316	19,929	19,541	19,153	18,766	18,446	18,127	17,808	17,489	17,170
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 入 益	15,308	12,990	8,489	8,955	9,448	9,906	10,275	10,588	10,905	11,241	11,579	11,915
	ア 他 会 計 繰 入 金	15,308	12,990	8,489	8,955	9,448	9,906	10,275	10,588	10,905	11,241	11,579	11,915
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	34,499	33,694	41,180	47,672	43,399	29,059	29,041	29,034	29,032	29,049	29,068	29,085
	(1) 営 業 費 用	32,268	31,505	39,099	45,641	41,393	27,111	27,237	27,374	27,510	27,645	27,783	27,919
	ア 職 員 給 与 費	8,785	9,311	9,404	9,497	9,591	9,684	9,776	9,870	9,963	10,055	10,150	10,243
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	23,483	22,194	29,695	36,144	31,802	17,427	17,461	17,504	17,547	17,590	17,633	17,676
	(2) 営 業 外 費 用	2,231	2,189	2,081	2,031	2,006	1,948	1,804	1,660	1,522	1,404	1,285	1,166
ア 支 払 利 息	2,231	2,189	2,081	2,031	2,006	1,948	1,804	1,660	1,522	1,404	1,285	1,166	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2,076	0	-12,375	-18,788	-14,410	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	11,117	27,265	40,304	75,324	56,502	55,864	59,607	35,251	25,630	25,747	25,866	17,708
	(1) 地 方 債 債 償 還 金	0	0	12,375	18,788	14,410	0	0	0	0	0	0	0
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	11,117	27,265	27,929	56,536	42,092	55,864	59,607	35,251	25,630	25,747	25,866	17,708
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	11,117	26,565	27,929	56,536	42,092	55,864	59,607	35,251	25,630	25,747	25,866	17,708
	(1) 建 設 改 良 費	0	10,000	3,000	26,400	10,000	20,900	24,500	0	0	0	0	0
	ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	11,117	16,565	24,929	30,136	32,092	34,964	35,107	35,251	25,630	25,747	25,866	17,708
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	700	12,375	18,788	14,410	0	0	0	0	0	0	0	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2,076	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	1,240	3,316	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,316	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,316	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	4,016	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	80	67	44	37	38	45	45	45	53	53	53	62	

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位：千円、%)

年 度	R1年度 (決算)	R2年度 (決算見込)	R3年度 (計画)	R4年度 (計画)	R5年度 (計画)	R6年度 (計画)	R7年度 (計画)	R8年度 (計画)	R9年度 (計画)	R10年度 (計画)	R11年度 (計画)	R12年度 (計画)
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	21,267	20,704	20,316	19,929	19,541	19,153	18,766	18,446	18,127	17,808	17,489	17,170
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	21,267	20,704	20,316	19,929	19,541	19,153	18,766	18,446	18,127	17,808	17,489	17,170
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ( (T) / (V) ×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	394,039	377,474	364,920	353,572	335,890	300,926	265,819	230,568	204,938	179,191	153,325	135,617

年 度	R1年度 (決算)	R2年度 (決算見込)	R3年度 (計画)	R4年度 (計画)	R5年度 (計画)	R6年度 (計画)	R7年度 (計画)	R8年度 (計画)	R9年度 (計画)	R10年度 (計画)	R11年度 (計画)	R12年度 (計画)
区 分												
収益的収支分												
うち基準内繰入金	1,116	1,095	1,041	1,016	1,003	975	902	830	762	702	643	584
うち基準外繰入金	14,192	11,895	7,448	7,939	8,445	8,931	9,373	9,758	10,143	10,539	10,936	11,331
資本的収支分												
うち基準内繰入金	5,559	8,283	12,465	15,068	16,047	17,483	17,554	17,626	12,816	12,874	12,933	8,855
うち基準外繰入金	5,558	18,982	15,464	41,468	26,045	38,381	42,053	17,625	12,814	12,873	12,933	8,853
合 計	26,425	40,255	36,418	65,491	51,540	65,770	69,882	45,839	36,535	36,988	37,445	29,623